



めてまいる所存であります。

また障害者対策につきましては、昨年国連障害者の十年の前半の成果を踏まえて策定された障害者対策に関する長期計画後期重点施策に沿って広く国民の理解と協力を得ながら、障害者の社会への完全参加と平等を目指した各般の施策の推進に努力してまいる所存であります。

さらに政府広報につきましては、政府に対する国民の信頼を確保するため、我が国が当面している課題やそれに関する主要な施策、制度に重点を置き、広報活動を積極的に実施してまいる所存であります。

以上、所信の一端を申し述べさせていただきましが、その他の所管事項につきましても諸施策の推進に一層の努力を傾注してまいる所存であります。

委員各位の深い御理解と格段の御協力をお願ひする次第であります。

引き続きまして、昭和六十三年度における内閣及び総理府所管の歳出予算要求額についてその概要を御説明いたします。

内閣所管の昭和六十三年度における歳出予算要求額は百十九億三千八百万円であります。これを前年度歳出予算額百十八億九千六百万円に比較いたしますと、四千二百万円の増額となつております。

以下、順を追つて申し上げますと、内閣官房に必要な経費五十二億二千七百万円、内閣法制局に必要な経費六億三千五百万円、人事院に必要な経費六十億七千六百万円であります。

次に、総理府所管の昭和六十三年度における歳出予算要求額は七兆二千六百六十九億一千円であります。これを前年度歳出予算額七兆二千七百四十四億四百万円に比較いたしますと、七十一億九千四百万円の減額となつております。このうち、当委員会において御審議を願っております総理本府、日本学術会議及び宮内庁の歳出予算要求額は三百九十一億一千七百万円であります。これを前年度歳出予算額三百六十六億四千八百万円に比

較いたしますと、二十四億六千九百万円の増額となつております。

以下、順を追つて申し上げますと、総理本府に必要な経費二百九十九億五千百万円、日本学術会議に必要な経費九億三百万円、宮内庁に必要な経費八十二億六千三百万円であります。

次に、これらの経費についてその概要を御説明いたします。

総理本府に必要な経費は、政府広報、栄典関係、平和祈念事業特別基金(仮称)の設立、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律に基づく弔慰金等の支給及び航空機の購入等のための経費であります。前年度に比較して二十三億六千九百万円の増額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務等に必要な経費であります。前年度に比較して四千七百万円の増額となつております。

官内庁に必要な経費は、皇室の公的御活動、皇室用財産の維持管理に附帯して必要となる経費等であります。前年度に比較して五千三百万円の増額となつております。

以上をもしまして昭和六十三年度内閣及び総理府所管の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、総務庁長官から所信及び昭和六十三年度総務庁関係予算の説明を聴取いたします。高島総務庁長官。

○國務大臣(高島修君) 第百十二回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、所信の一端を申し述べます。

初めに、今国会において御審議をお願いするごとにいたしております恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現下の諸事情を総合勘案して恩給年額を増額し、恩給受給者に対する待遇の適正化

な充実を図ろうとするものであります。

このほか、我が国社会の急速な情報化の進展を踏まえ行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護を図るために所要の措置を講じようとしております。行政情報システムにつきましても、三千六百五十五人の純減を行うこといたしました。行政情報システムにつきましても、議に必要な経費九億三百万円、宮内庁に必要な経費八十二億六千三百万円であります。

次に、これらの経費についてその概要を御説明いたします。

総理本府に必要な経費は、政府広報、栄典関係、平和祈念事業特別基金(仮称)の設立、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律に基づく弔慰金等の支給及び航空機の購入等のための経費であります。前年度に比較して二十三億六千九百万円の増額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務等に必要な経費であります。前年度に比較して四千七百万円の増額となつております。

官内庁に必要な経費は、皇室の公的御活動、皇室用財産の維持管理に附帯して必要となる経費等であります。前年度に比較して五千三百万円の増額となつております。

以上をもしまして昭和六十三年度内閣及び総理府所管の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

政府としては、今回の昭和六十三年度予算編成についてであります。行政改革につきましては、内閣所管の昭和六十三年度における歳出予算要求額は百十九億三千八百万円であります。これを前年度歳出予算額百十八億九千六百万円に比較いたしますと、四千二百万円の増額となつております。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、総務庁長官から所信及び昭和六十三年度総務庁関係予算の説明を聴取いたします。高島総務庁長官。

○國務大臣(高島修君) 第百十二回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、所信の一端を申し述べます。

初めに、今国会において御審議をお願いするごとにいたしております恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現下の諸事情を総合勘案して恩給年額を増額し、恩給受給者に対する待遇の適正化

しては、機構の膨張を厳に抑制し簡素合理化を推進するとともに、第七次定員削減計画に基づく定員削減を着実に実施する一方、増員を厳しく抑制し、三千六百五十五人の純減を行うこといたしました。行政情報システムにつきましても、

踏まえ行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護を図るために所要の措置を講じようとしております。行政情報システムにつきましても、議に必要な経費九億三百万円、宮内庁に必要な経費八十二億六千三百万円であります。

次に、これらの経費についてその概要を御説明いたします。

総理本府に必要な経費は、政府広報、栄典関係、平和祈念事業特別基金(仮称)の設立、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律に基づく弔慰金等の支給及び航空機の購入等のための経費であります。前年度に比較して二十三億六千九百万円の増額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務等に必要な経費であります。前年度に比較して四千七百万円の増額となつております。

官内庁に必要な経費は、皇室の公的御活動、皇室用財産の維持管理に附帯して必要となる経費等であります。前年度に比較して五千三百万円の増額となつております。

以上をもしまして昭和六十三年度内閣及び総理府所管の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

政府としては、今回の昭和六十三年度予算編成についてであります。行政改革につきましては、内閣所管の昭和六十三年度における歳出予算要求額は百十九億三千八百万円であります。これを前年度歳出予算額百十八億九千六百万円に比較いたしますと、四千二百万円の増額となつております。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、総務庁長官から所信及び昭和六十三年度総務庁関係予算の説明を聴取いたします。高島総務庁長官。

○國務大臣(高島修君) 第百十二回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、所信の一端を申し述べます。

初めに、今国会において御審議をお願いするごとにいたしております恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、現下の諸事情を総合勘案して恩給年額を増額し、恩給受給者に対する待遇の適正化

家庭、学校、地域社会及び関係機関の協力連携を呼びかけ、その施策の推進に努めることいたしております。さらに、国際化の進展に伴い、世界青年の船事業の実施等青年国際交流事業の充実に努めてまいる所存であります。

交通安全対策につきましては、第四次交通安全基本計画に基づき、安全、円滑かつ快適な交通社会の実現を目指しまして、関係省庁との緊密な連携のもとに総合的な対策を推進するとともに、交通安全思想の普及、交通事故被害者の援護等に努めてまいり所存であります。

老人対策につきましては、二十一世紀初頭の本格的な高齢社会の到来に備えるため、長寿社会対策大綱に基づき、雇用、所得保障を初めとする各般の施策について関係省庁との緊密な連携のもとに総合的に推進するとともに、高齢者問題について国民の理解と关心を深めるため、啓発活動の充実強化にも努めてまいる所存であります。

地域改善対策につきましては、昨年四月に施行された地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、地域改善対策特定事業を国及び地方公共団体が一体となって推進しているところであります。今後とも地域改善対策の適正化等の推進にも配意しつつ、法失効後には一般対策へ円滑に移行ができるよう最善の努力をしてまいる所存であります。

以上、所信の一端を申し上げましたが、委員各位の深い御理解と格段の御協力をお願いする次第であります。

引き続きまして、昭和六十三年度における総務省の歳出予算要求額についてその概要を御説明申し上げます。

昭和六十三年度の総務省の歳出予算要求額は一兆七千七百七十四億一千五百万円で、前年度歳出予算額に比較いたしますと百八億一千六百万円の減額となつております。

以下、主なものを御説明申し上げますと、恩給法等に基づく文官、旧軍人等に対する恩給の支給に必要な経費として一兆七千百六十五億六千二百

綱等に基づき行政運営の効率化、合理化等を推進するための経費として二十四億七百万円、青少年の健全な育成、世界の青年との国際交流を一層充実させるための世界青年の船事業等に必要な経費として二十三億八千四百万円、北方領土返還運動の充実強化及び援護事業の実施等北方領土問題対策に必要な経費として十四億八千三百万円、長寿社会対策を総合的に推進するための経費として七千百万円、交通安全対策に必要な経費として五億三千九百万円、地域改善対策啓発活動等に必要な経費として五億五千二百万円、住宅統計調査等統計調査の実施等の経費として二百十二億六千八百万円を計上いたしております。

以上をもつて昭和六十三年度総務省歳出予算要請額の概要の説明を終わります。

ありがとうございました。

○委員長(名尾尾良孝君) 続いて、防衛庁長官から所信及び昭和六十三年度防衛庁関係予算の説明を聴取いたします。瓦防衛府長官。

○國務大臣(瓦力君) 平素から我が国の防衛に深い関心を持たれ御指導をいただいている内閣委員会の皆様に、私の所信の一端を申し述べさせていただきたいと存じます。

御案内のとおり、昨年十二月に開催された米ソ首脳会談において、アジアを含むグローバルな規模での地上発射のINFミサイルの全廃を内容とする条約が署名されました。この条約は現存する特定の核兵器の全廃及び現地検査を含む厳格な検証の実施の二点において画期的な意義を有するものであり、軍備管理、軍縮の実質的な進展を強く期待してきた我が国としても高く評価しております。

他方、今回全廃することが合意されたINFは世界全体に存在する核兵器の一部にすぎず、今日の国際社会においては核兵器を含めた力の均衡に基づく抑止が平和と安定を支えていることも冷感な事実であります。また、我が国周辺におきましては、極東ソ連軍の質量両面にわたる増強とこれ

万円、臨調及び行革審の答申、意見並びに行革大綱等に基づき行政運営の効率化、合理化等を推進するための経費として二十四億七百万円、青少年の健全な育成、世界の青年との国際交流を一層充実させるための世界青年の船事業等に必要な経費として二十三億八千四百万円、北方領土返還運動の充実強化及び援護事業の実施等北方領土問題対策に必要な経費として十四億八千三百万円、長寿社会対策を総合的に推進するための経費として七千百万円、交通安全対策に必要な経費として五億三千九百万円、地域改善対策啓発活動等に必要な経費として五億五千二百万円、住宅統計調査等統計調査の実施等の経費として二百十二億六千八百円を計上いたしております。

以上をもつて昭和六十三年度総務厅歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

に伴う行動の活発化により、我が国に対する潜在的脅威が増大しております。このように依然として厳しい国際軍事情勢のもとにあって國の平和と安全を確保するため、我が国としては、日米安全保障体制を堅持し、自衛のため必要な限度において質の高い防衛力の整備を行っていくことが必要であると考えております。このため、政府は防衛力の整備に当たり、防衛計画の大綱に定める我が国が平時から保有しておくべき防衛力の水準の達成を図ることを目標とする中期防衛力整備計画の着実な実施に努めることと

その一環として、去る一月私は米国を訪問し、カールツチ国防長官と率直な意見の交換を行つてまいりました。この会談においては、国際情勢や我が国の防衛努力等について話し合うとともに、私の提案により、今後FSXにとどまらず各種の装備について日米の共同開発を推進していくこと及び日米間で有事来援の研究を行つていくことで意見が一致しました。我が国有事の際、米軍の来援が確実かつ時宜を得て行われるか否かは、日米安全保障体制が有効に機能し得るか否かの核心でありますので、この有事来援研究はぜひとも必要なものであります。本研究は、日米防衛協力のための指針に基づく研究の一環として行われることとなるものであります。具体的な開始時期、研究の内容等は今後日米間で検討していきたいと考えております。

なお、中期防衛力整備計画後の昭和六十六年度以降の防衛力整備のあり方については、今後安全保障会議等において御審議いただくことになるうと思いますが、私としては、長期的な視点に立つて計画的に進めるべきとの観点から引き続き中期的な防衛力整備計画を策定することが望ましいと考えております。年内にもその検討に着手いたしたいと考えております。また、我が国は防衛力の整備と並ぶ国の防衛の柱である日米安全保障体制の信頼性の向上のため不斷の努力を行う必要があると考えており、両国防衛省脳の会談を初めあらゆる機会をとらえて間断のない対話をを行うとともに、日米防衛協力のための指針に基づく共同作戦計画の研究等の推進、日米共同訓練の積極的実施、装備・技術面における協力関係の一層の緊密化、在日米軍駐留経費の負担等、両国の信頼関係を搖るぎないものとするよう努めてまいる所存であり

に伴う行動の活発化により、我が国に対する潜在的脅威が増大しております。このように依然として厳しい国際軍事情勢のもとにして、國の平和と安全を確保するため、我が國としては、日米安全保障体制を堅持し、自衛のため必要な限度において質の高い防衛力の整備を行っていくことが必要であると考えております。このため、政府は防衛力の整備に当たり、防衛計画の大綱に定める我が國が平時から保有しておくべき防衛力の水準の達成を図ることを目標とする中期防衛力整備計画の着実な実施に努めることとしております。

昭和六十三年度防衛予算についても、厳しい財政事情のもと、國の他の諸施策との調和を図りつつ、極力全体規模の圧縮に努める一方、中期防衛力整備計画の第三年度目として質の高い防衛力の着実な整備に努めることとし、諸外国の技術的水準の動向に対応し得るよう正面装備の質的充実に努める一方、指揮通信情報機能の充実、練度の向上、隊員資策の推進等の後方部門を重視し、所要の経費を計上いたしたものであります。

終わりに、当委員会の皆様方の一層の御鞭撻を賜ることをお願いして、私の所信表明とさせていただきます。

なお、昭和六十三年度の防衛庁予算の概要につきましては日吉經理局長より説明をいたさせま

その一環として、去る一月私は米国を訪問し、カールツチ国防長官と率直な意見の交換を行つてまいりました。この会談においては、国際情勢や私の提案により、今後F SXにとどまらず各種の装備について日米の共同開発を推進していくこと及び日米間で有事米援の研究を行つていくことで意見が一致しました。我が国有事の際、米軍の米援が確実かつ時宜を得て行われるか否かは、日米安全保障体制が有効に機能し得るか否かの核心でありますので、この有事米援研究はぜひとも必要なものであります。本研究は、日米防衛協力のための指針に基づく研究の一環として行われることとなるものであります。具体的な開始時期、研究の内容等は今後日米間で検討していきたいと考えております。

なお、我が国は自由主義諸国の有力な一員として、みずから平和と安全を確保するため努力していくべきことは言うまでもありません。政府としては、平和憲法のもと専守防衛に徹し、他国によるべく、防衛施設周辺の生活環境の整備等の諸施策につきましても引き続き積極的に推進してまいり所存であります。

今日、我が国は自由主義諸国の有力な一員として、みずから平和と安全を確保するため努力していくべきことは言うまでもありません。政府としては、平和憲法のもと専守防衛に徹し、他国によるべく、防衛施設周辺の生活環境の整備等の諸施策を確保し、非核三原則を守りつつ節度ある防衛力を整備を進めていく所存であり、私はこの基本的考え方のもとに我が國防衛に対する国民の理解と協力を求めていくことが私に課せられた責任であると自覚いたしております。

終わりに、当委員会の皆様方の一層の御鞭撻を賜ることをお願いして、私の所信表明とさせていただきます。

なお、昭和六十三年度の防衛庁予算の概要につきましては日吉経理局長より説明をいたさせま

○政府委員(日吉章君) 昭和六十三年度防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。まず防衛本庁について申し上げます。

昭和六十三年度の防衛本庁の歳出予算額は三兆三千二百八十七億七千五百万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千七百三億七千八百万円の増加となつております。

次に、新規継続費は昭和六十三年度甲IV型警備艦建造費等で一千六百一億二千二百万円、国庫債務負担行為は武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で一兆三千五億四千百万円となつております。

また、昭和六十三年度における自衛官の定数の増加及び予備自衛官の員数の増加並びに航空自衛隊骨幹組織の整備については、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を提出し、別途御審議をお願い申し上げております。

昭和六十三年度予算は、厳しい財政事情のもと、國の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛計画の大綱に定める防衛力の水準の達成を図ることを目標として閣議決定された中期防衛力整備計画の第三年度として質の高い防衛力の着実な整備に努めることとし、正面装備の質的充実に加え、指揮通信・情報機能の充実、練度の向上、隊員施策の推進等後方部門を重視し、所要の経費を計上したものであります。

特に重点を置いた事項について申し上げると次のとおりであります。

第一に、陸上装備、航空機、艦船等の主要装備については更新近代化を中心としてその整備を進めることとし、地対艦誘導弾SSM1、対潜哨戒機P3C、要撃戦闘機F15の調達を行うほか、イージンシステム搭載護衛艦七千二百トン型等の建造に着手することとしております。

第二に、防衛力を効果的に発揮させるため、彈薬の備蓄、魚雷・機雷の管理運用態勢の改善を初めとする継戦能力・即応態勢の着実な充実に努めとおります。

め、航空機用掩体の建設等坑道性の向上的ための諸策を引き続き進めるとともに、防衛力の維持運営に最小限必要とする要員を確保することとしております。

第三に、指揮通信・情報機能の充実を図るため、引き続き防衛統合ディジタル通信網、超長波送信所及び艦艇用衛星通信機能の整備等を図るほか、新たに対潜戦センタの整備に着手することとし、新たに対潜戦センタの整備に着手することとし、新規継続費は一千六百一億二千二百万円、国庫債務負担行為は三千七百七十七億九千八百万円とてあります。

第四に、訓練内容及び教育訓練用装備等の充実等練度の向上等を図るために、油購入費、修理費、教育訓練経費等について所要の経費を計上し、教育訓練の推進に努めることとしております。

第五に、隊員施策については、隊舎、宿舎、食厨、浴場等の生活関連施設の充実を図るとともに、隊員の待遇改善に努めることとしております。

第六に、将来装備の動向等を勘案し、装備品の研究開発を推進するため、引き続き格闘戦用ミサイル等の研究開発を実施するとともに、新たに次期支援戦闘機、師団新通信システム等の研究開発に着手することとしております。

第七に、隊員施策については、隊舎、宿舎、食厨、就役等に伴い二百九十五人の増加を図るとともに、予備自衛官の員数を三百人増加することとしております。

第八に、陸上自衛隊の歳出予算額は一兆三千三百二十億六千六百四十万円で、前年度の当初予算額に比べますと五百二十億一千万円の増加となります。

第九に、航空自衛隊の歳出予算額は九千三百四十一億六千九百万円、国庫債務負担行為は五千四百八十一億七千五百万円となつております。

第十に、航空機については、要撃戦闘機F117、輸送機二機、中等練習機二十機、輸送ヘリコプター三機、救難ヘリコプター三機、合わせて四十機の調達を予定しております。なお、F4EJについて、延命に伴う相対的な能力不足を改善するため、引き続き改修を行うこととしております。地対空誘導弾については、ペトリオット一個高射群分、八一式短距離地対空誘導弾四セット等の調達を予定しております。

第十一に、陸上装備八七式自走高射機関砲八両等の調達を予定しております。

第十二に、内部部局、統合幕僚会議及び施設等機関等の歳出予算額は一千二百三十五億九千八百万円、国庫債務負担行為は六百七億九千二百万円となつております。これは各種装備品等の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

第十三に、海上自衛隊の歳出予算額は九千四百七億四千九百万円、新規継続費は一千六百一億二千二百万円、国庫債務負担行為は三千七百七十七億九千八百万円となつております。

海上自衛隊の歳出予算額は九千四百七億四千九百万円、新規継続費は一千六百一億二千二百万円、国庫債務負担行為は三千七百七十七億九千八百万円となつております。

艦艇については、護衛艦七千二百トン型一隻、潜水艦二千四百トン型一隻、掃海艇四百九十分型二隻、合わせて四隻の建造に着手することとしております。航空機については、対潜哨戒機九機、救援飛行艇一機、訓練支援機一機、電子戦データー収集機一機、初級操縦練習機三機、対潜ヘリコプター十二機、合わせて二十七機の調達を予定しております。

また、自衛官の定数については、艦艇、航空機の就役等に伴い二百九十五人の増加を図るとともに、予備自衛官の員数を三百人増加することとしております。

第十四に、陸上自衛隊の歳出予算額は九千三百四十一億六千九百万円、国庫債務負担行為は五千四百八十一億七千五百万円となつております。

第十五に、航空機については、要撃戦闘機F117、輸送機二機、中等練習機二十機、輸送ヘリコプター三機、救難ヘリコプター三機、合わせて四十機の調達を予定しております。なお、F4EJについて、延命に伴う相対的な能力不足を改善するため、引き続き改修を行うこととしております。地対空誘導弾については、ペトリオット一個高射群分、八一式短距離地対空誘導弾四セット等の調達を予定しております。

第十六に、陸上装備八七式自走高射機関砲八両等の調達を予定しております。

第十七に、内部部局、統合幕僚会議及び施設等機関等の歳出予算額は一千二百三十五億九千八百万円、国庫債務負担行為は六百七億九千二百万円となつております。

第十八に、航空機については、航空機の就役等に伴い二百九十五人の増加を図るとともに、予備自衛官の員数を三百人増加することとしております。

第十九に、海上自衛隊の歳出予算額は九千四百七億四千九百万円、新規継続費は一千六百一億二千二百万円、国庫債務負担行為は三千七百七十七億九千八百万円となつております。

第二十に、内部部局、統合幕僚会議及び施設等機関等の歳出予算額は一千二百三十五億九千八百万円、国庫債務負担行為は六百七億九千二百万円となつております。

第二十一に、内部部局、統合幕僚会議及び施設等機関等の歳出予算額は一千二百三十五億九千八百万円、国庫債務負担行為は六百七億九千二百万円となつております。

第二十二に、内部部局、統合幕僚会議及び施設等機関等の歳出予算額は一千五百三十四億三千万円を計上しております。

加を図ることとしております。

以上のうち、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」に基づき安全保障会議に諮り決定されたものは、航空自衛隊骨幹組織の整備、自衛官の定数及び予備自衛官の員数の変更のほか、七四式戦車等主要陸上装備の調達、地対空誘導弾ホークの改善、八一式短距離地対空誘導弾、地対艦誘導弾S.S.M.1及び地対空誘導弾ペリオットの調達、対戦車ヘリコプター、輸送ヘリコプター、対潜哨戒機、対潜ヘリコプター、要撃戦闘機等航空機百七機の調達等、護衛艦七千二百トン型等艦艇四隻の建造、次期支援戦闘機の開発の着手であります。

対潜哨戒機、対潜ヘリコプター、要撃戦闘機等航空機百七機の調達等、護衛艦七千二百トン型等艦艇四隻の建造、次期支援戦闘機の開発の着手であります。

昭和六十三年度予算において特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、基地周辺対策事業については、住宅防音工事の助成に重点を置き、基地周辺地域の生活環境の整備等を図ることとしております。

第二に、在日米軍駐留経費負担については、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、提供施設の整備及び労務費の一部負担の充実を図ることとしております。

第三に、施設運営等関連諸費は三千十三億九千二百万円となつております。このうち基地周辺対策事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るよう個人住宅の防音工事費六百二十二億一千九百万円を含め、一千五百三十四億三千万円を計上しております。

このほか、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、提供施設の整備として歳出予算に七百九十一億八千三百万円、国庫債務負担行為で七百六十三億九千六百万円をそれぞれ計上しております。

調達労務管理費については、在日米軍従業員の安定的雇用の維持を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四条についての特別措置に関する協定に基づき負担する経費二百八億六千六百万円を含め、基地従業員対策等に要する経費として四百三十五億六千百万円を計上しております。

その他の提供施設移設整備費一億七千九百万円、相互防衛援助協定交付金一億五千四百円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費二百五十九億九千万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁及び防衛施設庁予算に安全保障會議予算を加えた昭和六十三年度防衛関係費は三兆七千三億二千八百万円となり、前年度の当初予算額に比べますと一千八百二十八億九千四百万円、五一%の増加となつております。以上をもちまして防衛本庁及び防衛施設庁の予算の概要説明を終わります。

○政府委員(山本悟君) 昭和六十三年度における皇室費の歳出予算について、その概要を御説明いたします。

皇室費の昭和六十三年度における歳出予算要求額は三十億一千五百九十一万九千円でありまして、これを前年度予算額二十九億三千七百六十二万八千円に比較いたしますと、七千八百二十九万一千円の増加となつております。皇室費の歳出予算に計上いたしましたものは、内廷に必要な経費、宮廷に必要な経費及び皇族に必要な経費であります。

以下、予定経費要求書の順に從つて事項別に申しますと、内廷に必要な経費一億五千七百万

円、宮廷に必要な経費二十五億四千五百五十六万三千円、皇族に必要な経費一億一千七百三十五万六千円であります。

次に、その概要を御説明いたします。

内廷に必要な経費は、皇室経済法第四条第一項の規定に基づき、同法施行法第七条に規定する定額を計上することとなつておりますが、前年度と同額となつております。

宮廷に必要な経費は、内廷費以外の宮廷に必要な経費を計上したものでありまして、その内容といたしましては、皇室の公的御活動に必要な経費

四億三千九百九十三万二千円、皇室用財産維持管理等に必要な経費二十一億九百六十三万一千円でありますして、前年度に比較して七千三百五十七万一千円の増加となつております。

皇室に必要な経費は、皇室経済法第六条第一項の規定に基づき、同法施行法第八条に規定する定期額によって計算した額を計上することとなつておりますが、前年度に比較して四百七十二万円の増加となつております。これは、宣仁親王殿下の御独立等によるものであります。

以上をもちまして昭和六十三年度皇室費の歳出予算計上額の説明を終わります。

○委員長(名尾良孝君) 次に、昭和六十三年度皇室費について政府委員から説明を聴取いたしました。山本官内庁次長。

○政府委員(山本悟君) 昭和六十三年度における皇室費の歳出予算について、その概要を御説明いたします。

皇室費の昭和六十三年度における歳出予算要求額は三十億一千五百九十一万九千円でありまして、これを前年度予算額二十九億三千七百六十二万八千円に比較いたしますと、七千八百二十九万一千円の増加となつております。皇室費の歳出予算に計上いたしましたものは、内廷に必要な経費、宮廷に必要な経費及び皇族に必要な経費であります。

以下、予定経費要求書の順に從つて事項別に申しますと、内廷に必要な経費一億五千七百万

第十三師団司令部で状況説明を聴取するとともに、同駐屯地内の各種施設及び主要装備品の展示を視察いたしました。次いで、海上自衛隊呉地区を訪れ、呉地方総監部で状況説明を聴取するとともに、護衛艦「みねぐも」の艦内を視察いたしました。

第二日は、呉港の海上自衛隊の施設及び艦艇を海上から視察しつつ江田島に渡り、海上自衛隊江田島地区を訪れ、幹部候補生学校、第一術科学校等から業務概況を聴取するとともに、同地区内の各種施設及び教育参考館を視察いたしました。次いで、海上自衛隊岩国地区を訪れ、第三十一航空群から状況説明を聴取するとともに、同地区内の諸施設及びU.S.A.P.S.I等の航空機の展示及びP.S.Iの揚陸と機体水洗の状況等を視察いたしました。また、広島防衛施設局から業務概況を聴取するとともに、岩国飛行場の沖合移設のための試験埋立での現場を視察いたしました。その後、米軍岩国飛行場を訪れ、司令官を訪問し懇談するとともに、同基地内の諸施設、航空機等を見学いたしました。

呉地方隊は担当警備区域の防衛、警備、自衛艦隊等に対する後方支援、機雷掃海、爆発物の除去、低充足率のもたらす影響、区域外訓練の実施状況と訓練の想定等について質疑が行われました。次に、海上自衛隊関係について申し上げます。

呉地方隊は担当警備区域には自衛艦隊等に對する後方支援、機雷掃海、爆発物の除去、各種施設及び教育参考館を視察いたしました。次いで、海上自衛隊岩国地区を訪れ、第三十一航空群から状況説明を聴取するとともに、同地区内の諸施設及びU.S.A.P.S.I等の航空機の展示及びP.S.Iの揚陸と機体水洗の状況等を視察いたしました。また、広島防衛施設局から業務概況を聴取するとともに、岩国飛行場の沖合移設のための試験埋立での現場を視察いたしました。その後、米軍岩国飛行場を訪れ、司令官を訪問し懇談するとともに、同基地内の諸施設、航空機等を見学いたしました。

第三日は、人事院中國事務局及び総務省中國四国管区行政監察局からそれぞれ業務概況を聴取した後、財團法人放射線影響研究所を訪れ業務概況の説明を受けるとともに、同研究所内の視察を行いました。

第三日は、人事院中國事務局及び総務省中國四国管区行政監察局からそれぞれ業務概況を聴取した後、財團法人放射線影響研究所を訪れ業務概況の説明を受けるとともに、同研究所内の視察を行いました。

以下、調査の概況について視察順に御報告申上げます。

まず、陸上自衛隊第十三師団について申し上げます。

第十三師団は中国五県を警備地区とし、三個普通科連隊及び一個特科連隊を基幹とする部隊を地区内の各駐屯地に配置しており、師団の定員は約七千名、その充足率は約七%であります。同師団の主要な装備は、六一式戦車四十六両、百五十五ミリりゆう弾砲十二門及び百五ミリりゆう弾砲二十四門等であります。しかし、供与された古いものであり、来年度には百五十五ミリりゆう弾砲が新型のF.H.70に換装される

予定との説明がありました。教育訓練については、地区内に比較的大きい日本原演習場のほか小演習場があるとのことであります。大部隊の訓練及びりゅう弾砲の射撃訓練が十分には行えず、これらの訓練には関東、九州等の地区外演習場も使用しているとのことであります。

同師団におきましては、整備を要する施設数と改善計画、資材不足等による訓練への支障の有無、常時関係機関等との連絡を密にして情報収集に努め、積極かつ迅速に出動できるようにしているとのことです。

呉地方隊におきましては、燃料、資材不足による訓練への支障の有無、生活関連施設等の現状と改善計画、区域内の自衛艦隊所属艦艇の概要等について質疑が行われました。

江田島地区の学校、機関について申し上げます。

江田島地区は、明治二十一年に東京築地から海

軍兵学校を移して以来、旧海軍の士官養成の場であつた歴史を有しますが、戦後は昭和三十一年から海上自衛隊が使用して現在に至っております。

同地区には、海上自衛隊関係では幹部候補生学校、第一術科学校、江田島地区病院のほか海上訓練指導隊及び訓練場等が所在し、米軍関係では秋月弾薬庫があつて、使用面積は約百二十万平方メートルであります。

幹部候補生学校は、防衛大学校、防衛医科大学校、一般大学の卒業者及び部内からの選抜者等の幹部自衛官要員に対し、海上自衛隊の初級幹部として必要な基礎的知識及び技能を修得させるための教育訓練を行っております。

第一術科学校は、幹部及び海曹、海士の学生を対象として、砲術、水雷、掃海等の各術科に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、術科に関する部隊の運用等に関する調査研究を実施しております。また、同校では中学校卒業者から採用された海曹候補者たる生徒に対して、高校卒業と同等の普通学及び通信、水測の専門術科を修得させるため、四ヵ年の教育訓練を行っております。

江田島地区病院は、隊員等の診療を行うとともに、診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練及び医療、その他衛生に関する調査研究を行つております。

千三百名が同地区に居住していることとあります。

江田島地区におきましては、教育訓練を行つ上での環境上の問題点、幹部候補生学校の年間教育スケジュール、第一術科学校における技術革新への対応並びに応募者数、卒業後の資格取得の有無等について質疑が行われました。

次に、岩国地区の第三十一航空群について申し上げます。

同航空群は航空集団隸下にあり、その編成は司令部のほか三個の航空隊、支援整備隊及び岩国基地

地隊の五個部隊から成り、人員は約千二十名で、主要装備は、対潜飛行艇P.S.1、救難飛行艇U.S.1A、訓練支援機U.P.2J、連絡機B.65等合計約二十機であります。

第三十一航空隊は我が国において飛行艇を運用している唯一の部隊であり、その任務は周辺海域の防衛、警備、航空救難、訓練支援並びに民生協力であります。P.S.1は波高三メートルでも着水でき、その特性を生かし漂泊しつつ索敵を実施できることであります。しかし、減勢期にあることとで、機体整備、安全確保に留意しているとのことであります。

第七十一航空隊はU.S.1Aの特性を生かし洋上救難、災害派遣等民生協力を実施しておりますが、同隊は岩国基地に一機、厚木基地に一機を待機させることにより二十四時間常時出動できる態勢をとつてあります。五十年七月の同隊開設以来出動回数は二百十五回に及んでいます。

その他、U.P.2Jによる艦隊の対空射撃訓練及び電子戦訓練等を実施する第八十一航空隊がありますが、同隊ではU.P.2Jの更新のためアジャット訓練支援機U.36Aが導入されることになつております。現在運用訓練が行われているとのことです。

第三十一航空群では、P.3Cへの移行計画の有無、U.36Aの配備計画、資材等の不足による教育訓練上の支障の有無等について質疑が行われました。

次に、広島防衛施設局であります。同施設局は中国五県を管轄区域とし、自衛隊施設や駐留軍が使用する施設及び区域の取得、財産管理、建設工事の実施、施設周辺対策の実施等の業務を行つており、その組織は本局が三部十三課構成で、津山、美保、山口、岩国に防衛施設事務所を配置しているほか、局長の諮問機関である防衛施設地方審議会を置き、定員は二百三名であります。同局管内の防衛施設は、自衛隊関係が二百四十六施設、面積約四千三百万平方キロメートル、駐留軍関係

九施設、面積約九百万平方キロメートルであります。

同局の主要な問題としましては、不利益処分についての冲合移設がありまして、同飛行場が市街地に近接しているところから、安全の確保、騒音障害の緩和を図るためこれを冲合に移設しようとするもので、昭和六十一年度から六十三年度までの計画で埋立予定区域の一部において工法試験が実施されております。次いで夜間着陸訓練であります。昨年九月から十月に行われたN.L.P.においては、これまでなく頻繁な訓練が夜十時近くまで行われたため周辺住民からの苦情が相次いだとのことであります。

そこで、今後の訓練のあり方について米軍の配慮を要請しているとのことです。

同局におきましては、米軍弾薬庫の改修計画、訓練に伴う使用制限の実態、住宅防音の進捗率、沖合移設の可能性と完成時期等について質疑が行されました。

次に、米軍岩国基地であります。同基地は、本土で唯一の海兵隊基地であります。基地司令官から岩国基地は世界でも有数の良い環境にあると述べられ、特に施設整備等について日本政府の配慮に感謝するとのあいさつがあり、飛行の安全確保と沖合移設、N.L.P.訓練問題等について話し合つた後、基地施設及び航空機等を視察いたしました。

次に人事院中国事務局であります。同事務局は中国五県を管轄区域とし、各種国家公務員試験の実施、民間給与の実態調査等のほか給与簿監査課二十名で運営しております。昭和六十二年度における主な業務を申し上げますと、採用試験は十三種十四回実施しておりますが、ここ数年来申込者は減少傾向にあるとのことです。

民間給与実態調査は県人事委員会等と共に着手され、研修につきましては七つの計画を実施し、総

参加者数は百七十四機関二百六十名になつてゐるとのことであります。

同事務局におきましては、不利益処分についての不服の申し立ての係属件数が多い理由と今後の対策、試験名簿記載者が採用されない理由とその対策、四週六休制試行結果と業務への影響等について質疑が行われました。

次に中国四国管区行政監察局であります。同局は中国五県及び四国四県を管轄区域とし、行政監察、監視業務のほか相談業務等を行つております。ですが、鳥取、島根、岡山及び山口の四県には行政監察事務所を、また四国には四国行政監察支局等を置き、本局の事務の一部を分掌させております。

本年度の定員は本局が五十九名、本局配下の四事務所が五十四名、四国行政監察支局管内が八十名の合計百九十三名となっております。

昭和六十一年度における主な業務の実施状況を申し上げますと、中央計画監察十七テーマのうち本局で十五、四事務所でそれぞれ二ない三テーマ実施し、また地方監察は本局八テーマ、四事務所で各五の合計二十八テーマを実施したとのことです。

昭和六十一年度における主な業務の実施状況を申し上げますと、中央計画監察十七テーマのうち本局で十五、四事務所でそれぞれ二ない三テーマ実施し、また地方監察は本局八テーマ、四事務所で各五の合計二十八テーマを実施したとのことです。

同局におきましては、管区管理官の業務の内容、行政監察の及ぶ範囲、国民への広報のあり方、行政相談の満足度、最近の苦情の傾向、監察結果の処理の仕方等について質疑が行われました。

最後に、財團法人放射線影響研究所について申上げます。

同研究所は、平和目的のもとに放射線の人々に対する医学的影響及びこれによる疾病を調査研究し、原子爆弾の被害者の健康保持及び福祉に貢献するとともに人類の保健の向上に寄与することを目的として、昭和五十年四月に公益法人の日米共





(恩給年額の改定の場合の端数計算)

**第十一條** この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて、五十円以上百円未満の

(多額所得による恩給停止についての経過措置)  
**第十二条** 昭和六十三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八条ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第八条の規定による改定を行わないとした場合に受けとることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

恩給年額の改定の場合の端数計算	
附則別表（附則第二条関係）	
基礎となるつてゐる俸給 年額	仮定俸給年額
九一二、五〇〇円	九三一、九〇〇円
九五三、〇〇〇円	九六四、九〇〇円
九九四、七〇〇円	一、〇〇七、一〇〇円
一、〇三五、八〇〇円	一、〇四八、七〇〇円
一、〇七七、八〇〇円	一、〇九一、三〇〇円
一、一〇三、九〇〇円	一一一、七七〇円
一、一三〇、三〇〇円	一一一、四四四〇円
一、一五九、九〇〇円	一一一、七四四〇円
一、一〇一、一〇〇円	一一一、七一〇円
一、一三八、七〇〇円	一一一五四、二〇〇円
一、一七一、五〇〇円	一一一八八、四〇〇円
一、三三三、八〇〇円	一、三三〇、二〇〇円
一、三五五、二〇〇円	一、三七一、一〇〇円
一、四〇〇、四〇〇円	一、四一七、九〇〇円
一、四四五、九〇〇円	一、四六四、〇〇〇円
一、五一、八〇〇円	一、五二一、六〇〇円

一、五三八、七〇〇円	一、五五七九〇円
一、五八五、〇〇〇円	一、六〇四、八〇〇円
一、六三〇、〇〇〇円	一、六五〇、四〇〇円
一、七一九、五〇〇円	一、七四一、〇〇〇円
一、七四三、四〇〇円	一、七六五、一〇〇円
一、八二一、三〇〇円	一、八三五、〇〇〇円
一、九〇三、九〇〇円	一、九二七、七〇〇円
一、九〇五、一〇〇円	一、九〇二、〇〇〇円
一、九〇五、八〇〇円	一、九〇二、五〇〇円
一、九〇六、一〇〇円	一、九〇一、五〇〇円
一、九〇七、一〇〇円	一、九〇一、〇〇〇円
一、九〇七、七〇〇円	一、九〇一、〇〇〇円
一、九〇七、九〇〇円	一、九〇一、〇〇〇円
一、九〇九、一〇〇円	一、九〇一、〇〇〇円
一、六九九、八〇〇円	一、七三三、五〇〇円
一、七三一、一〇〇円	一、七六五、三〇〇円
一、八三一、〇〇〇円	一、八六六、四〇〇円
一、九七一、〇〇〇円	一、九〇九、六〇〇円
三、一九九、一〇〇円	三、一五一、三〇〇円
三、一八三、五〇〇円	三、一三九、一〇〇円
三、四五四、八〇〇円	三、四九八、〇〇〇円
三、六二一、五〇〇円	三、六六七、八〇〇円
三、六五五、四〇〇円	三、七〇一、一〇〇円
三、七八五、八〇〇円	三、八三一、〇〇〇円
三、九五〇、一〇〇円	三、九九九、六〇〇円
四、一一三、八〇〇円	四、一六五、二〇〇円
四、二七六、一〇〇円	四、三一九、七〇〇円

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

四、三七八、七〇〇円	四、四三三、四〇〇円
四、四八八、〇〇〇円	四、五四四、一〇〇円
四、六九八、五〇〇円	四、七五七、二〇〇円
四、九一、三〇〇円	四、九七一、七〇〇円
五、〇一八、六〇〇円	五、〇八一、三〇〇円
五、一二〇、三〇〇円	五、一八四、三〇〇円
五、三一三、一〇〇円	五、三八八、七〇〇円
五、四二二、二〇〇円	五、四七九、九〇〇円
五、五一、八〇〇円	五、五八〇、七〇〇円
五、六八七、九〇〇円	五、七五九、〇〇〇円
五、八六五、七〇〇円	五、九三九、〇〇〇円
五、八九九、〇〇〇円	五、九七一、七〇〇円
五、九三〇、四〇〇円	六、〇〇四、五〇〇円
五、九六一、九〇〇円	六、〇三六、四〇〇円
六、〇三五、六〇〇円	六、一一一、〇〇〇円
六、一八四、五〇〇円	六、二六一、八〇〇円
六、三三三、五〇〇円	六、四二一、七〇〇円
六、四〇七、二〇〇円	六、四八七、三〇〇円
六、四八二、七〇〇円	六、五六三、七〇〇円

二月五日本委員会に左の案件が付託された。

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

第五条の二 農林水産省に農林水産審議官一人を置く。  
農林水産審議官は、命を受けて、農林水産省の所管行政に属する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する。

農林水産省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のよう改定する。

目次中「第一節 審議会等（第六条）」を「第一節 特別な職（第五条の二）」に改める。

第二章第一節を同章第一節の二とし、同章中同

# 農林水産省設置法の一部を改正する法律案 農林水産省設置法の一部を改正する法律

四五号)

第一号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願(四通)

請願者 大阪市南区谷町七ノ四ノ一五財団

弘 外二名

法人大阪府傷痍軍人会会长 佐竹

紹介議員 堀江 正夫君

我々は國の命ずるところに従い戦野に赴き傷痍疾病の身となつた。我々に対する各種援護施設はすべて國家補償の精神にのつとり措置されている。さきに、自民党において「恩給年額の決定に当たつては國家補償たる理念に立脚し、従来の経緯を尊重して特段の措置を講ずるべきである」と決議された。また、前内閣總理大臣も国会において恩給制度は國家補償である、と明言しているにもかかわらず、関係当局は社会保障である他の公的年金との均衡等を理由に恩給法の洗い直しをし、社会保障への移行を考えていると受け取られるような発言を国会の委員会審議の過程で明らかにしている。これまで傷病恩給等は、あくまで国家補償であるとの言葉を信じてきだが、大きな不安と関心を抱いており、社会保障移行に反対するものである。我々は今後の恩給法を始めとする各種援護の改善は從来のとおり、國家補償を堅持し措置することを強く要望する。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、恩給の増額については、國家公務員給与の改善率を基礎に実施すること。

第二号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 岐阜市青柳町五ノ二ノ四財団法人

岐阜県傷痍軍人会会长 江三郎

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

恩給法等の国家補償堅持に関する請願(二通)

請願者 青森市大字野尻字今田五二ノ四青

森県身体障害者福祉センターねむのき会館青森県傷痍軍人会内 苦

米地長吉 外一名

森尾 官平君

紹介議員 松尾

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 福岡市博多区千代一ノ二ノ二福岡

県東公園会館福岡県傷痍軍人会内

三 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口北町八二東京

都傷痍軍人連合会内 張替章光

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 福島市渡利字七社宮一一一財団法

人福島県傷痍軍人会会长 小野高

三 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願(二通)

請願者 福岡市博多区千代一ノ二ノ二福岡

県東公園会館福岡県傷痍軍人会内

三 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 福岡市博多区千代一ノ二ノ二福岡

県東公園会館福岡県傷痍軍人会内

三 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一二号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 福岡市博多区千代一ノ二ノ二福岡

県東公園会館福岡県傷痍軍人会内

三 外一名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一三号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市本多町三ノ一ノ一〇

石川県社会福祉会館内財団法人石

三 外一名

紹介議員 鳴崎 均君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一四号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口北町八二東京

都傷痍軍人連合会内 張替章光

三 外一名

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 香川県高松市番町一ノ一〇ノ三七

香川県総合会館内財団法人香川県

三 外一名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一六号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 千葉市仁戸名町四二四ノ一千葉

県傷痍軍人連合会内 大西義一

三 外一名

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一七号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願

請願者 山形県あこや町一ノ一三ノ一九山

形県傷痍軍人会内 土屋仁八

三 外一名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八号 昭和六十二年十二月二十八日受理

恩給法等の国家補償堅持に関する請願(二通)

請願者 三重県津市広明町一三

三重県傷

三 外一名

紹介議員 水谷 力君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。





基金という文字を用いなければならない。

2 基金でない者は、その名称中に平和祈念事業特別基金という文字を用いてはならない。

(登記)

第八条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

## 第二節 設立

(発起人)

第十一条 基金を設立するには、学識経験を有する者五人以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

十二条 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

第十三条 基金を設立するには、前項の規定による認可を申請しなければならない。

(設立の登記)

第十四条 理事長となるべき者は、前項第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(定款記載事項)

第十五条 基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 運営委員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

2 基金の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第十六条 基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

3 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、それぞれ第十八条第一項の規定により理事長又は監事に任命されたものとする。

2 事務の引継ぎとなるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事は、基金の業務を監査する。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に對し、第六条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

勤の理事一人を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十七条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行つる。

2 理事は、基金の業務を監査する。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に對し、第六条第一項の規定による出資金の払込みを求めなければならない。

2 理事長となるべき者は、前項第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(役員の兼職禁止)

第二十二条 役員(非常勤の理事を除く)は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 役員は、基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

2 運営委員会は、委員十人以内で組織する場合には、監事が基金を代表する。

2 委員は、基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 運営委員会は、委員について組織する。

2 委員は、運営委員会の認可を受けて、理

事長が任命する。







三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法等の国家補償堅持に関する請願(第三

四〇号)

第三四〇号 昭和六十三年二月二十日受理  
恩給法等の国家補償堅持に関する請願(二通)  
請願者 熊本市手取本町熊本県福社会館熊

本県傷痍軍人会内 星野政雄 外  
一名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、國家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

(第三七四号)(第三七七号)(第三七八号)  
(第四〇二号)(第四〇三号)(第四一〇号)(第

四一九号)

一、恩給法等の国家補償堅持に関する請願(第四

三号)

第三七四号 昭和六十三年二月二十六日受理  
國家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 札幌市中央区宮の森二条一一丁目  
近藤松子 外八十七名

紹介議員 菅野 久光君

知る権利を侵害し自由と民主主義にまつこうから  
対立する國家(防衛)秘密法案の再提出に反対さ  
れたい。

理由

(一)この法案は、憲法の平和主義に反する。戦争を  
放棄した平和憲法の下において、スペイ防止の名  
目で国民の知る権利を奪い、思想を管理、統制し  
て再び戦争への暗い道へとたどらせる國家(防衛)  
秘密法案を認めるとはできない。(二)この法案は、  
憲法の国民主権主義に反する。国民主権主義の下  
で、国政の方向を決めるのは主権者である国民で  
ある。防衛・外交に関する情報は国民の暮らしに  
とつて、最も重要な国政情報であり、公開される

ことが原則である。国政情報の公開原則に反し、  
防衛・外交に関する無数の国家秘密に法的根拠を  
与えることは、国民の知る権利、言論、報道、取材  
の自由を抑圧し、民主主義にまつこうから対立す  
るものである。また、國家(防衛)秘密法案は、秘  
密の定義があいまいで、秘密の範囲が無制限に拡  
大されるおそれがある。國家(防衛)秘密法案は國  
民が知る権利を行使して防衛・外交情報を知ろう

とした場合、刑罰による制裁を加えることを規定  
し、その刑罰は、無期懲役にも及ぶ重罪となつて  
いる。この法案は、國民が國政に関する情報に近  
づくことを刑罰をもつて禁止しようとするもので  
ある。(三)この法案は、憲法が定める基本的人権の  
保障規定に反する。國家(防衛)秘密法案は、出版  
又は報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る  
目的で防衛秘密を公表しても、これを罰しないと  
いう規定を設けている。しかし、既に憲法が保障  
している出版、報道の自由について、改めて不処  
罰規定を設けなければならないこと自体、この法  
案が、我が國を秘密国家とし、基本的人権を侵害  
する危険のあることを示している。

一ノ一六 山本佑子 外九十九名  
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四〇三号 昭和六十三年三月一日受理  
國家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 北海道深川市六条一ノ二六 千葉  
和子 外百四十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四一〇号 昭和六十三年三月一日受理  
國家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 札幌市中央区北二条西二二丁目  
松村麗子 外九十七名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四二九号 昭和六十三年三月三日受理  
國家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 札幌市南区川沿十二条一ノ一ノ五  
五 根守睦子 外九十二名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四三三号 昭和六十三年三月三日受理  
恩給法等の国家補償堅持に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市本町三ノ七ノ四宮城  
県社会福祉会館内財團法人宮城県

傷痍軍人会長 伊藤宗一郎 外  
一名

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三七八号 昭和六十三年二月二十九日受理  
恩給法等の国家補償堅持に関する請願(二通)

請願者 宮城県仙台市本町三ノ七ノ四宮城  
県社会福祉会館内財團法人宮城県

傷痍軍人会長 伊藤宗一郎 外  
一名

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第百十五回国会内閣委員会会議録第一号中正誤

ページ

段

行

誤

四 二 から

一五

訪米

訪米

二四四

申されたました

申されました

正

二四四

中止誤

二二二

わかのんで

わかるので

二二二

終わり

わかのんで

わかるので

二二二

勧告口で

勧告で

勧告が





昭和六十三年三月二十一日印刷

昭和六十三年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P